

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和元年度 名古屋港物流機能向上検討業務
業 務 概 要	本業務は、名古屋港の海上交通に関する現状及び将来の港湾施設の整備・利用計画（取扱貨物量、入出港船舶大型化の進展など）を踏まえ、航路体系再編による物流機能の向上について検討を行うものである。
契約担当官の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 名古屋港湾事務所長 鎌田 一郎 愛知県名古屋市港区築地町2番地
契 約 年 月 日	令和 元年 9月30日
契 約 業 者 名	中央復建コンサルタント株式会社 中部支社
契 約 業 者 の 住 所	名古屋市中区錦二丁目3番4号
契約金額（税込み）	¥7,920,000
予定価格（税込み）	¥7,932,827
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
業 務 場 所	-
業 務 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 （ 自 ）	令和 元年 9月30日
履 行 期 間 （ 至 ）	令和 2年 2月28日
備 考	

随意契約理由書

1. 業務名 令和元年度 名古屋港物流機能向上検討業務

2. 選定理由

本業務は、名古屋港の海上交通に関する現状及び将来の港湾施設の整備・利用計画（取扱貨物量、入出港船舶大型化の進展など）を踏まえ、航路体系再編による物流機能の向上について検討を行うものである。

本業務の手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「担当技術者の経験能力」「業務の実施方針・業務フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容と担当技術者へのヒアリングにより評価を行なった。

審査の結果、「中央復建コンサルタンツ株式会社」を契約の相手方として特定した。

よって、会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3項の規定により、「中央復建コンサルタンツ株式会社」と随意契約するものである。

